

知財権でブランド価値向上

食品分野は国内外ともに類似商品が多いのも実情。特に海外ではヒト・モノ・カネ・時間を費やし開発した商品が瞬時に模倣されてしまうことも少なくない。それを防ぐのが知的財産権(表1)であり、模倣による類似品を防ぐ点で商標権による保護は重要だ。日本において強い商標権を取得するべく、「国際登録の基礎とできる」と話すのは三枝国際特許事務所

務所の岩井智子副所長・弁理士。同所は食品分野にも強く、知的財産権全般において、海外では商標制度を有する全世界での出願実績を有している。国内外商標や模倣品対策を専門分野とする岩井弁理士と、NERAの金子直也氏に、商標権を取得する意味・重要性と権利取得において重要性が増す需要者アンケートについて話を聞いた。

模倣品から守る戦略を

三枝国際特許事務所

東京オフィス副所長・パートナー弁理士

岩井 智子氏



「知的財産権」商標の現状とその重要性は、岩井 知的財産(知財)権(表1)で様々な模倣などから商品やサービスを守ることができる。日本の商標をそのまま海外で展開する場合、文字要素ではなく立体形状や色の組み合わせなどのイメージが商品識別のポイントとなり、ブランドアップにおいても重要だ。

形状のみの商標のみならず、2015年からは新しいタイプの商標として「動き」(ホログラム)や「音」

「位置」(色彩のみの)商標が保護対象として拡大されている。しかし、文字や図形などの要素がなければ出願人を示すものとして高い。本来的に商標として認識し得るような程度

「位置」(色彩のみの)商標が保護対象として拡大されている。しかし、文字や図形などの要素がなければ出願人を示すものとして高い。本来的に商標として認識し得るような程度

商標は最も強い知財権



ディレクター

金子 直也氏

NERAエコノミックス

知的財産の種類

知的創造物についての権利等	営業上の標識についての権利等
特許権(特許法) ○発明を保護 ○出願から20年(一部25年に延長) 実用新案権(実用新案法) ○物品の形状等の考案を保護 ○出願から10年 意匠権(意匠法) ○物品、建築物、画像のデザインを保護 ○出願から25年 著作権(著作権法) ○文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護 ○死後70年(法人は公表後70年、死後公表後70年) 回路配置利用権 ○半導体集積回路の回路配置の権利を保護 ○登録から10年 育成者権(種苗法) ○植物の新品種を保護 ○登録から25年(樹木30年)	商標権(商標法) ○商品・サービスに使用するマークを保護 ○登録から10年(更新あり) 商号(商法) ○商号を保護 商品等表示(不正競争防止法) ○周知・著名な商標等の不正使用を規制 地理的表示(GI) ○品質、社会的評価その他の要素から産地の産品を保護 地理的表示(GI) ○産地の地名及び産品を保護

産業財産権=特許庁所管
○ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制 (特許法 HP 参照)

知的財産

「知的財産」として最も強い。ブランドの訴求力やイメージの向上に大きく貢献する。岩井 商標権の取得は、制度を利用することで、新しいタイプの商標と同業に対する登録異議の申立てを認められ、その後も一定期間内は無効審判が請求できない。また、商標登録後に発行される商標掲載公報発行日から1か月以内、特許庁に

「使用上の識別力の獲得」を客観的に示すために、15歳未満の男女児童が「需要者アンケート」を実施したアンケートについて、特許庁は15歳未満の子どもの20代よりも多く、実施するに多く、特許庁や裁判所も証拠として採用されている。もちろん、16歳以上の除かれている。自社ブランドの価値を高めるため、半永久的に守り続けるため、使用実績を立証した上で、登録される。

岩井 母集団の選定は難しく、関東および近畿在住の15歳未満の男女児童が「需要者アンケート」を実施したアンケートについて、特許庁は15歳未満の子どもの20代よりも多く、実施するに多く、特許庁や裁判所も証拠として採用されている。もちろん、16歳以上の除かれている。自社ブランドの価値を高めるため、半永久的に守り続けるため、使用実績を立証した上で、登録される。

岩井 母集団の選定は難しく、関東および近畿在住の15歳未満の男女児童が「需要者アンケート」を実施したアンケートについて、特許庁は15歳未満の子どもの20代よりも多く、実施するに多く、特許庁や裁判所も証拠として採用されている。もちろん、16歳以上の除かれている。自社ブランドの価値を高めるため、半永久的に守り続けるため、使用実績を立証した上で、登録される。

岩井 母集団の選定は難しく、関東および近畿在住の15歳未満の男女児童が「需要者アンケート」を実施したアンケートについて、特許庁は15歳未満の子どもの20代よりも多く、実施するに多く、特許庁や裁判所も証拠として採用されている。もちろん、16歳以上の除かれている。自社ブランドの価値を高めるため、半永久的に守り続けるため、使用実績を立証した上で、登録される。

岩井 母集団の選定は難しく、関東および近畿在住の15歳未満の男女児童が「需要者アンケート」を実施したアンケートについて、特許庁は15歳未満の子どもの20代よりも多く、実施するに多く、特許庁や裁判所も証拠として採用されている。もちろん、16歳以上の除かれている。自社ブランドの価値を高めるため、半永久的に守り続けるため、使用実績を立証した上で、登録される。

商標の種類	立体商標	位置商標	色彩のみからなる商標
権利者	ザ・コカ・コーラ・カンパニー	日清食品ホールディングス	セブン-イレブン・ジャパン
商標			
商標説明の概要(簡略)	底部を円形とし上部にスクリーンキャップをはずした状態の細い口部を設けた縦長の容器の形状であることなどの特徴を有しているもの	商品包装の上部と下部の周縁に付された図形を組み合わせた図形からなる商標を付する位置が特定された位置商標	白色、オレンジ色、緑色、赤色の色彩の組み合わせ

弁理士法人 三枝国際特許事務所 SAEGUSA & PARTNERS

大阪オフィス 〒541-0045 大阪市中央区道修町1-7-1 TEL: 06-6203-0941 (代表)

東京オフィス 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビル9F TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857

https://www.saegusa-pat.co.jp

最善を尽くす、という品質。

1946年の創業以来、顧客視点での質の高い提案にこだわり続けています。

弁理士及び技術系・事務系、知財実務経験者等、130余名の専門スタッフが、最新の知識と長年の経験に基づいたサービスを提供することにより、多様なご要望にお応えします。

特許(化学・バイオ・食品・機械・電気)、商標、意匠、契約のご相談まで幅広く対応致します。